

臨時職員登録制度について

広域連合では、臨時職員を雇用する際に、あらかじめ登録された方にお知らせし、勤務条件の合う方の中から選考して採用者を決定することとしています。登録を希望される方は、下記により申し込みください。

- ① 登録職種 一般事務補助
- ② 登録資格 登録年度の初日（4月1日）において満18歳以上の方
- ③ 必要な経験等 パソコンの入力等、基本操作のできる方
- ④ 勤務条件 雇用期間原則6ヶ月（更新あり）
勤務時間午前9時～午後3時
（休憩：12時から1時間）
賃金時給800円
- ⑤ 登録方法 受付期間：随時（土、日、祝日を除く）
時間：午前8時45分～午後5時30分
場所：岐阜県後期高齢者医療広域連合総務課
（郵送可）
提出書類岐阜県後期高齢者医療広域連合臨時職員登録申請書
- ⑥ 登録有効期間 登録した年度の末日（3月31日）まで。但し、1回に限り更新可能。

※ この制度は、広域連合において、臨時職員の雇用が必要となった場合に、登録された方の中から選考し、採用するものです。したがって、登録有効期間中に全く連絡のない場合もあります。登録されたからといって、必ずしも採用を約束するものではありませんのでご了解ください。